

上水道告示第10号

長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号)の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

第26条および第27条中「施行令第21条の14」を「施行令第21条の13」に改める。

第26条第1項の表を次のとおり改める。

契約の種類	予定価格
(1) 工事または製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

第27条第2項を次のとおり加える。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が100万円を超えないとき。
- (2) 出版物等で価格が確定しているものを購入するとき。
- (3) 法令に基づいて取引価格または料金が定められているとき。

第31条第2項中「品名、数量、単価金額等を記載した」を削る。

第32条第1項第1号を次のとおり改める。

- (1) 100万円を超えない契約をするとき。

第45条第1項中「工事、製造その他の請負契約に係る」を削る。

第45条第2項中および第47条1項中「工事、製造その他の請負契約」を「契約」に改める。

第45条第2項中「工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験または検査等の方法により監督し、」を削る。

第47条第1項中「かつ、必要に応じて当該契約に係る契約担当者または監督職員の立会いを求め、」を削る。

第47条第2項から第4項を削る。

第52条第1項および第2項を次のとおり改める。

工事もしくは製造その他の請負契約に係る既済部分または物件の買入れその他についての契約に係る既納部分について、その全部の完済前または完納前にその代価の一部を支払う旨の約定をする場合における当該部分払をする額は、請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れその他についての契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、契約担当者は、性質上可分の請負契約に係る完済部分に対しては、その代価の金額まで支払うことができる。

2 契約担当者は、工事または製造その他の請負契約に係る既済部分に対する代価が契約金額の10分の4を超えた場合においてのみ、部分払いをすることができる。ただし、性質上可分の請負契約に係る完納部分に対しては、この限りでない。

#### 付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。